

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(貸付金の額等) 第3条 略 2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、 <u>2月以上24月以内</u> でなければならない。 3・4 略	(貸付金の額等) 第3条 略 2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、 <u>6月（県内において1年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者</u> にあっては、 <u>2月）以上24月以内</u> でなければならない。 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。